



平成 21 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 愛知銀行
住 所 名古屋市中区三丁目 14 番 12 号
代表者名 取締役頭取 小 出 眞 市
(コード番号 8527 東証・名証各第 1 部)
問合せ先 取締役総合企画部長 早川 潤
(TEL. 052-251-3211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 100 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の事由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 「決済合理化法」附則第 6 条の定めにより、当行は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 8 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
 - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当行定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
 - ③ 株券喪失登録簿は、「決済合理化法」施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
 - ④ その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。
- (2) 「社債等登録法」が廃止されたことに伴い、現行定款第 2 条(5)の文言の削除を行うものであります。
- (3) 公告方法をインターネットの普及を考慮し、利便性向上および公告手続合理化のため、日本経済新聞および中日新聞による方法から電子公告に変更することに伴い現行定款第 4 条の修正を行うものであります。また、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日(金)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(金)

以 上

変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(1)～(4) (条文省略)</p> <p>(5) 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、<u>社債等登録法</u>その他の法律により銀行が営むことのできる業務</p> <p>(6) (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当銀行の公告は、<u>日本経済新聞および中日新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当銀行は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、当銀行は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第9条 単元未満株式を有する株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと (以下「買増し」という。) を当銀行に請求することができる。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第10条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、その他の法律により銀行が営むことのできる業務</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当銀行の公告は、<u>電子公告により行う。</u></p> <p><u>2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞および中日新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第8条 当銀行の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと (以下「買増し」という。) を当銀行に請求することができる。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. <u>当銀行の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当銀行においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 <u>当銀行が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第13条～第51条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 <u>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第12条～第50条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当銀行の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当銀行においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当銀行の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条から本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>